

Q. 無予告調査にはどのように対応すればいいのでしょうか？

無予告調査は法律的にも認められているのですから、「税務署（調査官）が突然会社に来た＝その場で税務調査を受けなければならない」と考えがちなのですが、実はそうではありません。

前提を書いておくと、「税務調査は断ることができません」。税務署から事前に連絡があらうとなかろうと、これは同じです。税務調査を断ることができるのであれば、誰も税務調査で困らないわけです。

しかし、税務署（調査官）が提示してきた日時に、絶対に税務調査を受けなければならないかという、これは違います。他に予定があるなど、税務調査を受けることができない場合は、他の日時にしてもらうことは単なる調整であって、許されるのです。

話が少しまわりくどくなりましたが、「税務調査をします」と突然調査官が来ても、「他の日時にしてください」というのは「拒否」ではないため、可能なのです。

ここで事前の連絡がなく、いきなり調査官が来た場合の対応方法を書いておきます。

【無予告調査の正しい対応方法】

①事業所内に入れない「税理士に連絡しますのでそのまま少々お待ち下さい」

⇒常識ある方なら、来客があれば社内に通すと思います。来客が税務署の人間ということであればなおさらです。しかし、あえて会社内に入れない方が、事前にトラブルを防ぐことができます。

②今日は予定がある旨を伝える「今日は今から別の予定が入って無理なのです」

⇒社長としても今日1日何も予定がない、ということは少ないでしょうし、顧問税理士としてもすぐに対応できるとは限りません。今すぐ税務調査を受ける必要はないのですから、予定がある旨を伝えることが得策です。

③次の調査予定を決める「来週であれば〇〇日が大丈夫なのですが」

⇒繰り返しになりますが、あくまでも税務調査は拒否することはできません。しかし、その場で受けなければならない、というわけでもありません。税務調査を嫌がっているのではなく、ただ日程を変えて欲しい、という主旨を強調しましょう。

無予告調査をそのまま受けてしまうことで、トラブルになるケースが多くあります。トラブルにならないよう、無予告調査をその場で受けてしまわないよう、この3つの対応方法を徹底していただきたいものです。

（平成26年2月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。）